

## 1、南アルプス市の木造住宅の耐震未改修が与える危険指標

◇都市計画区域 74.2平方キロメートル

木造住宅の建築基準法の耐震規定の改正は昭和56年6月1日、その後、阪神淡路大震災等を踏まえて平成12年6月1日に改正。木造住宅は平成12年6月1日改正が新耐震にあたる。

◇市に立地している住宅の耐震状況

◇住宅総数 23,800棟（市提供数値）

◇昭和56年5月31日以前の危険住宅 7,200棟 62棟が耐震改修済み  
7,138棟が倒壊の危険性が高い住宅

◇昭和56年6月1日から平成12年5月31日 9,600棟が倒壊の危険性が高い住宅

◇平成12年6月1日から現在 7,000棟が健全住宅

**16,738棟が危険住宅**

健全住宅は30%

**危険住宅は70%**（70%と高い危険な都市構造にある）

◇都市計画区域で危険住宅16,738棟の占める割合を下図のように概念的に表示した数値は本市の都市計画区域に住宅が均等に立地していると仮定した試算である。実際は農地等には住宅が立地していないので過密にあることから、下記数よりも危険な状況にある。



◇まとめ

本市の住宅総数は23,800棟にある。そのうち危険住宅16,738棟すべてが都市計画区域に立地していると仮定した場合で換算すると都市計画区域が74.2平方キロメートルにあるので1平方キロメートルあたり320棟立地している中で約226棟が災害リスク要因の住宅が立地していることになる。また、100m四方に置き換えると3.2棟のうち2.3棟が被害を受ける規模の災害リスクが潜在していることになる。

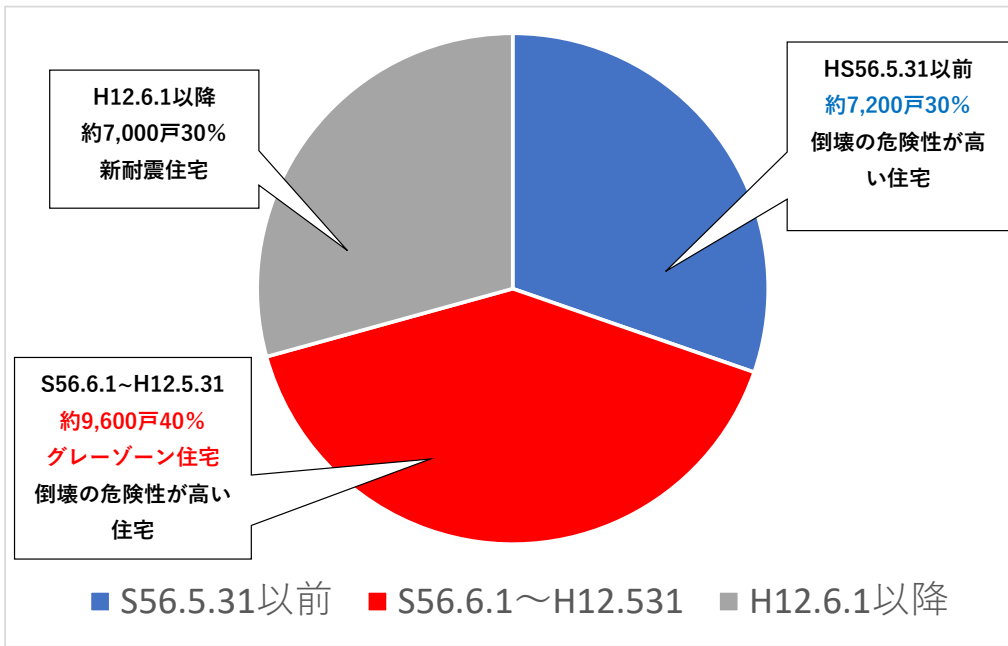
（本市は、50m四方で1棟が被害を受ける災害リスクの高い都市構造にある）

参考

**都市災害リスクとは**、都市の在り方そのものが被害を拡大させてしまうような場合を指す。具体的には、木造住宅の耐震改修が未実施のままに長期に放置した場合や既存不適格建築物を長期に許容するあり方が都市災害リスクにあたる。

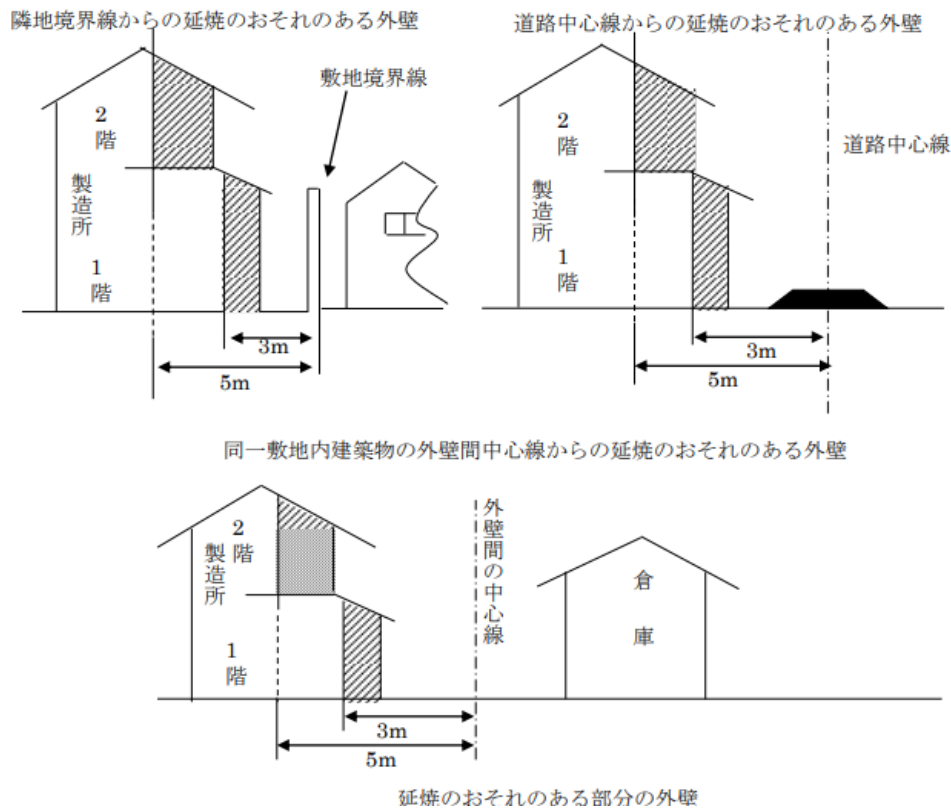
**既存不適格建築物とは**、建設時に適法にあったが、その後法改正により法規定を満たさない建築物を指す。

## 2、本市における既存木造住宅の現況【全体約23,800戸】



## 3、延焼のおそれのある範囲(斜線部分)

斜線部分を除却とするか、又は不燃材にすることで延焼を抑えることが可能とするため、二次災害を減災することが可能である。



自主防災会活動における主な課題

自主防災組織へのアンケート調査結果（令和4年度11月実施）より  
アンケート実施機関：南アルプス市防災リーダー連絡協議会  
対象自治会数：119 回答自治会数：93

課題1：住民（自主防災会役員を含む）の防災・減災意識が低いことへの対応

住民の皆様より以下の要望があることを確認した

- ① 講演会などにより住民の防災意識の高揚を図りたい
- ② 他の自主防災組織の活動事例を共有したい
- ③ 研修などにより防災知識・技術の向上を図りたい

住民を対象とした  
啓発活動の強化が必要

課題2：防災リーダーの自主防災会における役割と位置づけの明確化

- ① 防災リーダーを養成後の立ち位置等については、何も定められていないのが実情である。市として、自主防災会における防災リーダーの立ち位置を明確にする制度を導入する必要がある。

（対応策として、令和5年5月15日、南アルプス市防災リーダー設置要綱を制定）

- ② 防災リーダーの意識改革を図るため教育や訓練が必要

- ・ 防災訓練での訓練内容
- ・ 安否確認の徹底
- ・ 避難所開設訓練
- ・ 地区防災計画の作成

防災リーダーに対する  
教育や訓練が必要

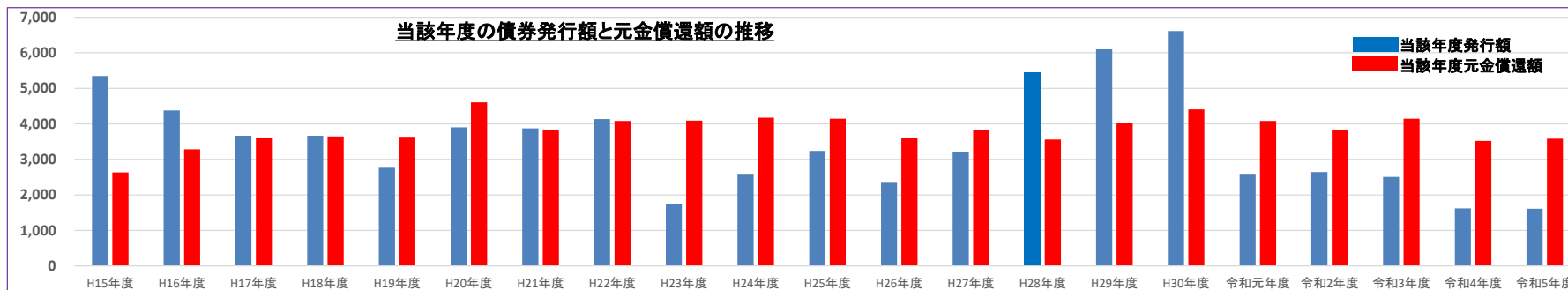
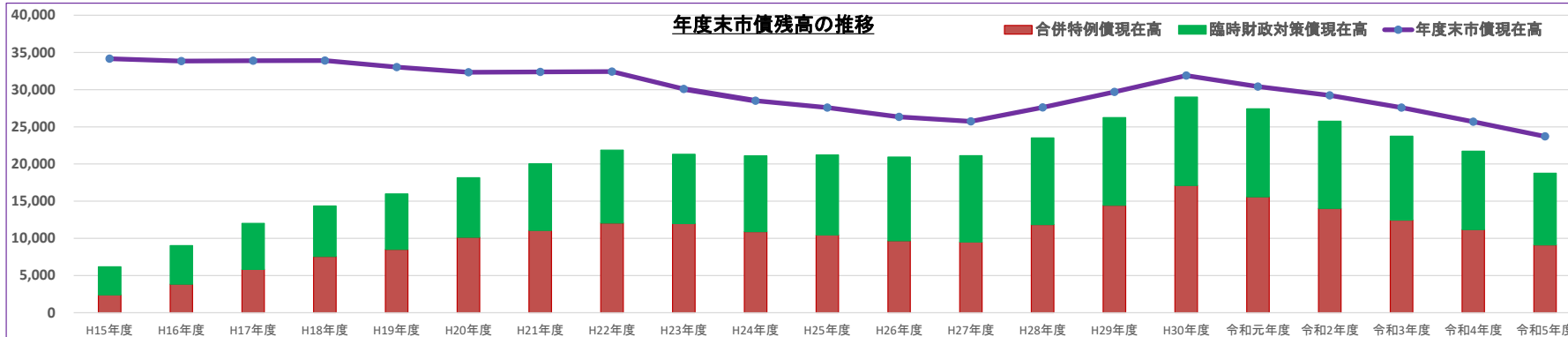
課題3：防災・減災活動に対する女性の参画を推進する必要

南アルプス市 市債状況の推移 (一般会計)

会派：新政南アルプス

【注】 図・表とも、  
令和5年度は  
9月補正後予算金額  
(見込み)

金額単位：百万円

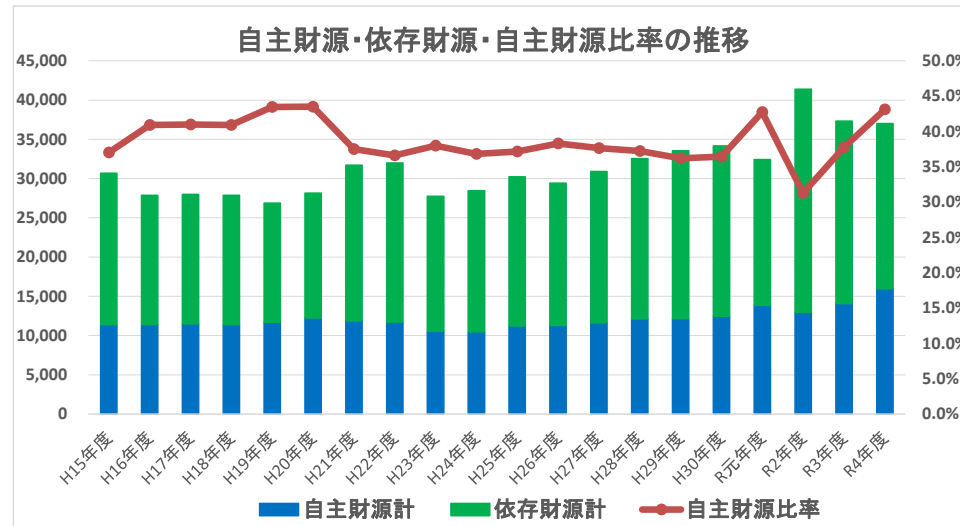


数値は総合政策部財政課より	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
<b>年度末市債現在高</b>	<b>34,155</b>	<b>33,836</b>	<b>33,887</b>	<b>33,909</b>	<b>33,037</b>	<b>32,336</b>	<b>32,378</b>	<b>32,427</b>	<b>30,083</b>	<b>28,503</b>	<b>27,594</b>	<b>26,330</b>	<b>25,719</b>	<b>27,606</b>	<b>29,691</b>	<b>31,898</b>	<b>30,414</b>	<b>29,220</b>	<b>27,583</b>	<b>25,679</b>	<b>23,704</b>		
合併特例債現在高	2,394	3,834	5,837	7,560	8,519	10,147	11,057	12,055	11,996	10,903	10,468	9,665	9,507	11,848	14,447	17,113	15,577	14,027	12,459	11,168	9,116		
臨時財政対策債現在高	3,780	5,185	6,179	6,794	7,464	7,997	8,968	9,810	9,312	10,185	10,747	11,267	11,616	11,666	11,784	11,874	11,843	11,721	11,288	10,551	9,643		
その他地方債	27,981	24,817	21,871	19,555	17,054	14,192	12,353	10,562	8,775	7,415	6,379	5,398	4,596	4,092	3,460	2,911	2,994	3,472	3,836	3,960	4,945		
<b>当該年度発行額</b>	<b>5,347</b>	<b>4,378</b>	<b>3,666</b>	<b>3,666</b>	<b>2,762</b>	<b>3,903</b>	<b>3,875</b>	<b>4,134</b>	<b>1,750</b>	<b>2,592</b>	<b>3,238</b>	<b>2,342</b>	<b>3,218</b>	<b>5,445</b>	<b>6,098</b>	<b>6,615</b>	<b>2,596</b>	<b>2,641</b>	<b>2,506</b>	<b>1,618</b>	<b>1,609</b>		
合併特例債	2,394	1,522	2,269	2,298	1,691	2,483	2,421	2,594	1,678	1,007	1,448	830	1,870	4,204	4,915	5,416	903	678	451	680			
臨時財政対策債	2,069	1,450	1,126	1,042	945	885	1,370	1,300	0	1,405	1,460	1,326	1,196	946	1,055	1,072	1,047	965	1,186	320	180		
水道事業一般会計出資債															16	28	205	185	138	66	180		
石綿対策事業債															33								
一般補助施設整備等事業債															11						10		
地域活性化事業債															16						102		
全国防災事業債															94								
過疎対策事業債															104	94	85	195	236	379	48	43	
施設整備事業債(一般財源化分)															37	18	9	10	32	20	203	49	
緊急防火対策事業債																	2	16	61				
緊急防災・減災事業債																					100		
防災対策事業債																	3	4		138			
山梨県市町村振興資金事業債																	0		124	53		141	
公共事業債																		81	145	128	154	246	
防災減殺国土強靱化債																		76				1	
学校教育施設等整備事業債																		61	150			39	
減収補てん債																			65				
一般事業債																					23	233	
公営住宅兼摂事業債																				13	18	24	
緊急自然災害防止対策事業債																						2	
公共施設等適正管理推進事業債																						4	56
地方道路等整備事業債																						306	
<b>当該年度元金償還額</b>	<b>2,634</b>	<b>3,280</b>	<b>3,615</b>	<b>3,644</b>	<b>3,634</b>	<b>4,604</b>	<b>3,833</b>	<b>4,084</b>	<b>4,094</b>	<b>4,172</b>	<b>4,147</b>	<b>3,806</b>	<b>3,829</b>	<b>3,558</b>	<b>4,012</b>	<b>4,409</b>	<b>4,080</b>	<b>3,835</b>	<b>4,143</b>	<b>3,522</b>	<b>3,584</b>		

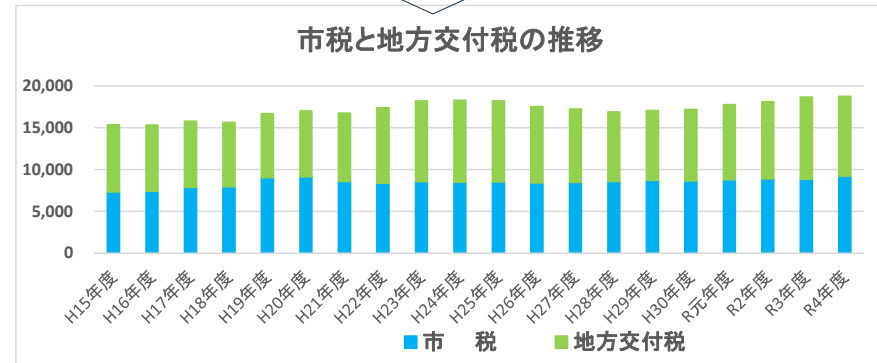
## 南アルプス市 自主財源と依存財源の推移(一般会計)

新政南アルプス

配布資料-2



- ◆ 一般会計の歳入は、大きく「自主財源」と「依存財源」に分けることができる。
- ◆ 歳入全体に占める自主財源の割合を示す自主財源比率は、歳入の約3割を占める市税・地方交付税の増減により大きく影響を受ける。



数値は財政課より		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
自主財源	市税	7,320	7,420	7,867	7,947	9,035	9,144	8,594	8,388	8,556	8,479	8,510	8,419	8,469	8,576	8,720	8,627	8,777	8,910	8,833	9,218
	その他	4,044	3,980	3,627	3,459	2,646	3,099	3,278	3,323	1,981	1,999	2,722	2,855	3,168	3,541	3,417	3,820	5,075	4,038	5,254	6,749
	自主財源計	11,364	11,400	11,494	11,406	11,681	12,243	11,872	11,711	10,537	10,478	11,232	11,274	11,637	12,117	12,137	12,447	13,852	12,948	14,087	15,967
	自主財源比率	37.0%	40.9%	41.0%	40.9%	43.5%	43.5%	37.5%	36.6%	38.0%	36.8%	37.2%	38.3%	37.6%	37.2%	36.2%	36.4%	42.7%	31.3%	37.7%	43.1%
依存財源	地方交付税	8,033	7,923	7,922	7,701	7,668	7,870	8,162	9,001	9,647	9,824	9,696	9,119	8,775	8,329	8,350	8,566	9,007	9,224	9,845	9,546
	その他	11,283	8,539	8,584	8,772	7,517	8,025	11,669	11,285	7,548	8,169	9,285	9,034	10,499	12,097	13,045	13,143	9,549	19,216	13,401	11,512
	依存財源計	19,316	16,462	16,506	16,473	15,185	15,895	19,831	20,286	17,195	17,993	18,981	18,153	19,274	20,426	21,395	21,709	18,556	28,440	23,246	21,058
合計		30,681	27,862	28,000	27,879	26,866	28,138	31,703	31,998	27,732	28,471	30,213	29,427	30,911	32,543	33,532	34,156	32,408	41,388	37,333	37,025

【参考】

自主財源(内訳)			
市税	分担金・負担金	使用料・手数料	財産収入
寄付金	繰入金	繰越金	諸収入

依存財源(内訳)				
地方譲与税	利子割交付金	配当割交付金	株式等譲渡所得割交付金	地方消費税交付金
自動車税環境性能割交付金	法人事業税交付金	地方特例交付税	地方交付税	交通安全対策特別交付金
国庫支出金	県支出金	市債		

配布資料－ 3

< 配布資料－ 1 ・ 2 の説明 >

先般行われた議員説明会で、「南アルプス市中期財政収支見通し（13期）について」において、説明を受けた資料等により「会派：新政南アルプス」が作成した資料について説明をさせていただきます。

**◎配布資料 1：一般会計の市債状況について**

まず、最初に市債状況についてですが、合併からの本市の市債発行額、ならびに償還額、併せて年度末の市債残高を取りまとめました。

上のグラフは、年度末の市債残高の推移で、折れ線グラフは年度末の市債残高であります。

積み上げ棒グラフの茶色は合併特例債です。緑色は臨時財政対策債の年度末の残高となっています。

折れ線グラフの年度末の市債残高において、合併初年度の平成15年度は、市債残高が一番多く341億5,500万円で、平成27年度まで概ね純減しています。

平成28年度から30年度まで残高は上昇しておりますが、本年9月末時点での令和5年度末の市債残高の見込み額として、237億400万円程度が見込まれていますので、平成15年度末から合併後20年経過し、104億5,000万円ほど市債残高が減る見込みとなっていると捉えています。

茶色の合併特例債の残高ですが、合併当時6町村において協議し策定した新市建設計画に基づき、計画的に市債が発行されてきたと認識しています。平成28年度から3か年ほど市債残高が伸びていますが、これは公共施設の再配置による集中取り組み期間として合併特例債を発行したことによる影響と考えられます。

緑色の臨時財政対策債は、国が地方交付税に対する財源不足に対処するため、地方公共団体がその不足分として起債を発行することで賄うためのものでありますので、その年度ごと国の財政状況に応じて発行されており、それに準じた残高となっていると思われま

す。真ん中の棒グラフは、各年度における市債の発行額と元金償還額を示しています。

青色の発行額は、合併初年度の平成15年度において、旧6町村の計画を引き継いできたため、53億と多額発行しており、平成28年度から30年度は、先ほどの理由により増額となっていると思われま

す。赤色の償還額は、年度ごとに借り入れた起債に対し計画的に償還されているものであると捉えております。

この棒グラフで特徴的なのが、平成28年度から30年度に主に公共施設の再配置による集中取り組み期間として、合併特例債を増発したことで市債の発行額が増額しています。

一方で、令和元年度から普通建設事業が落ち着きを見せ発行額が減少し、ここ数年償還額が発行額を大きく上回り、上の折れ線グラフでもわかるように市債残高が減少してきている状況であると思われま

す。また、下表の数値は、2つのグラフ作成にあたっての数値で、平成27年度以前のものについては、合併特例債と臨時財政対策債のみ発行額を示し、その他の事業債については、省略させていただいておりますのでご承知願います。

**◎配布資料 2：一般会計の自主財源について**

自主財源と依存財源の推移をお示ししています。

歳入は、自主財源と依存財源で構成されており、自主財源については、市税から諸収入までの内訳となっており、依存財源は、地方譲与税から市債までとなっています。

自主財源、依存財源、自主財源比率の推移のグラフでは、折れ線グラフは自主財源比率の推移を。積み上げ棒グラフは、青色が自主財源、緑色が依存財源の構成となっています。

自主財源においては、平成15年度の37%から始まり、平成16年度から20年度まで40%台を推移しております。平成21年度から平成30年度まで30%台後半を推移し、令和元年度は、再び40%台に伸びたものの令和2年度は、これまで最低の31.3%に落ち込みをみせています。これは、新型コロナウイルス感染症による生活支援策として全国民に一律10万円を支給した特別定額給付金の影響により国庫支出金が増額し、依存財源が伸びたことによるものと考えられます。また、令和2年・3年は、新型コロナウイルス感染症対策に加え、支援策、経済対策などによる国庫支出金が増額していることから、依存財源の比重が高く、自主財源の落ち込みが見られている状況であると捉えています。

昨年度の令和4年度決算では、これまでで本市、最高の税収として92億円に達していることから自主財源が43.1%まで回復を見せている状況であります。

以上



## ～誰もが自分らしく生きることを認め合う社会へ～

LGBTを知りサポートするためのガイドライン【概要版】

LGBT：レスビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害などで、心と身体の性が一致しない人等）の頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつ。  
ALLY：アライ。LGBTのことを理解し、応援する人のこと。



### 市民等への対応

- 書類上の性別と外見等が一致しないからと、不必要に確認することは避けます。
- 書類などにおける不要な性別欄はなくしましょう。

#### 【窓口対応での配慮】

- 性別や関係性を決めつける表現をしない  
夫・妻→配偶者・パートナー  
※パートナーが異性とは限りません！
- 本人確認を行う場合は、周囲に性別がわからないよう配慮



### 職場における対応

- 差別的言動に注意しましょう。
- 執務上必要な施設利用などへの配慮が必要です。  
（戸籍上の性別用ではない施設（トイレや更衣室）を希望する申し出があった場合など）

#### 【当事者が不快に思う言葉】

ノーマル・アブノーマル、ホモ、おかま、レス、おなべ、オネエ、あっち系、そっち系 など

### 今日からできる2つのこと

#### 1 正しい知識を身につけましょう

本ガイドラインをLGBTを知るきっかけとしてください。そして、今までより少しでも関心を持ち、書籍を読んだり、研修に参加するなどし、正しい知識を身につけましょう。  
LGBTの方が身の回りにいることを前提とし、生活や仕事の中でのちょっとした気遣いにつなげることが大切です。

#### 2 差別的言動に気をつけましょう

あなたの言葉の選び方ひとつで、LGBTの方たちは居心地の悪い思いをせずにもすむかもしれません。

### 2つのナイ

#### 1 決めつけナイ（否定しナイ）

自分のセクシュアリティを決められるのは、自分だけです。  
他人が決めつけたり、否定したりすることは、相手を傷つける可能性があります。

#### 2 広めナイ（共有しナイ）

あなただから、話してくれた（カミングアウトした）のかもしれませんが。  
本人の了解を得ずに、第三者に公表すること（アウティング）は絶対にやめましょう。



### 子どもへの配慮

- 子どもが、自らの性的指向や性自認について悩んでいるとき、悩みや心配を相談できる場を用意しましょう。
- 子どもが、性的指向や性自認に関する情報を得られる環境が必要です。

全ての教職員が性的指向や性自認に関する正しい理解を深めることが重要です。さらに、子どもたちに接する全ての行政サービス関係者にも周知し、理解を促進していくことが求められます。

相談窓口  
（千葉市HP）



（裏面に一覧を掲載しています）





## 性を構成する要素

性の4つの要素の組合せによって、様々なセクシュアリティ（性のあり方）が形づくられます。

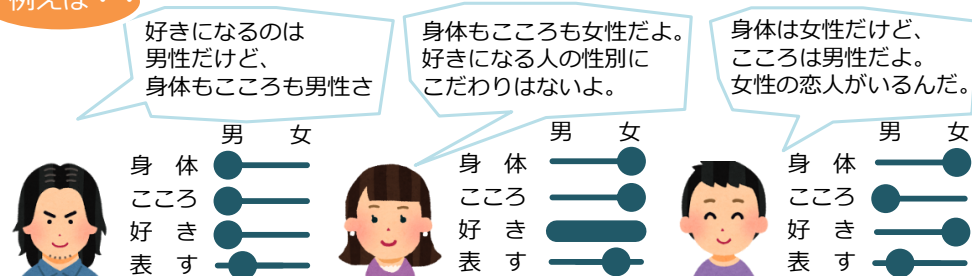
**身体の性**  
身体つきなどの生物学的な性

**性自認（こころの性）**  
自分が認識している性別

**性的指向（好きになる性）**  
恋愛感情がどの性別に向いているか

**性別表現（表現する性）**  
言葉遣いや服装など見た目の性別

例えば・・・



**アライになりませんか？**

LGBTは見えにくい存在です。同時にアライであることも、一見では分かりません。LGBTの方への力となるため、アライになり、それを表明しませんか。

6色のレインボーのリボンやバッジを身に着けたり、職場に置くことで、アライを表明することができます。（九都県市の共通メッセージを名札につけたり、窓口に置いたりしてもOK!）

九都県市共通メッセージ

## 相談窓口一覧

窓口名称	相談先・電話番号	対応日時
LGBT専門相談	電話相談 043-245-5440 LINE相談 市ホームページをご確認ください。	毎月第1月曜日 19:00～22:00 毎月第3日曜日 10:30～13:30
ハーモニー相談 (女性のための相談)	男女共同参画センター 043-209-8775	電話・面接相談【要予約】 * 初回は電話相談のみ * 面接相談は要予約 火～金曜日 10:00～20:00 土・日曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
男性電話相談	男女共同参画センター 043-209-8773	金曜日 18:30～20:30 (祝日・年末年始を除く)
精神保健福祉相談	こころの健康センター 043-204-1582 保健福祉センター健康課 中央区 043-221-2583 花見川区 043-275-6297 稲毛区 043-284-6495 若葉区 043-233-8715 緑区 043-292-5066 美浜区 043-270-2287	月～金曜日 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)
夜間・休日心のケア 電話・SNS相談	電話相談 043-216-2875 SNS相談 LINEアプリで「千葉市心のケアSNS相談」を検索、「友だち追加」	月～金曜日 17:00～21:00 土・日曜日及び祝日 13:00～17:00 電話相談は直接お電話ください。 SNS相談は「トーク」で相談時間内にメッセージを送ってください。
こころの電話 (傾聴の電話)	こころの健康センター 043-204-1583	月～金曜日 10:00～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
児童相談所 * 18歳未満の相談	東部児童相談所 043-277-8820 (中央区・若葉区・緑区) 西部児童相談所 043-277-8821 (花見川区・稲毛区・美浜区)	月～金曜日 8:45～17:30 (祝日・年末年始を除く)
子ども・若者総合 相談センター 【Link (リンク)】	050-3775-7007 * 30歳代までの子ども・若者とその家族からの相談	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
ひきこもり 地域支援センター 教育相談ダイヤル24	043-204-1606 * ひきこもりの方とその家族等 0120-101-830 * 学校生活に関する相談	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 24時間対応
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間対応
セクシュアル・マイノリティ 電話法律相談	東京弁護士会 03-3581-5515	第2・4木曜日 17:00～19:00 (祝日の場合は翌金曜日)
弁護士によるLGBTs 専門相談	千葉県弁護士会 043-306-9873	面接相談【要予約】 * 初回30分無料 申込受付時間 (祝日・年末年始を除く) 月～金曜日 10:00～11:30 13:00～16:00

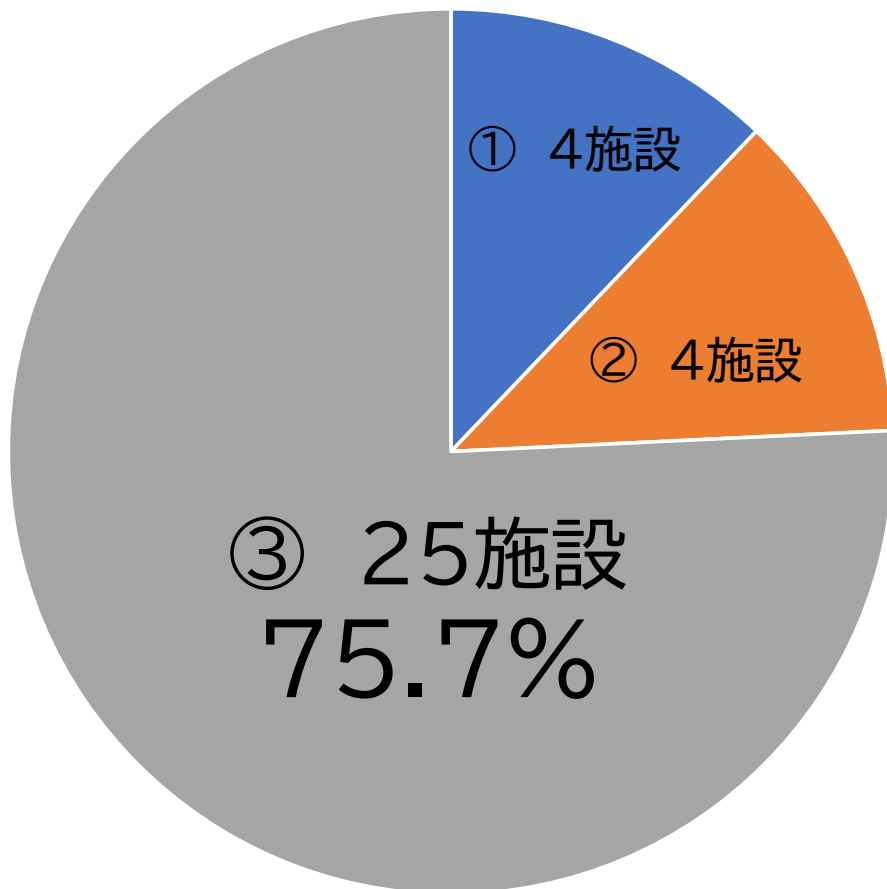
LGBTの専門相談機関ではありません

民間



資料2

# 【上下水道事業】 市内介護事業者(施設系、通所系)の従量区分



区分 (m³/月)	事業者数	新使用料
① 11~30	4施設	110円/m³
② 31~50	4施設	120円/m³
③ 51~	25施設	150円/m³

南アルプス市上下水道局提出資料をもとに作成